

大阪、昭51不19、昭52. 11. 9

命 令 書

申立人 外国銀行外国商社労働組合大阪支部第3分会

被申立人 アルヘメーネ・バンク・ネーデルランド・エヌ・ブイ大阪営業所

主 文

- 1 被申立人は、A 1 に、同人が昭和41年 6 月14日付け解雇前従事していた経理計算課における外国為替勘定等の業務を与えなければならない。
- 2 被申立人は、A 1、A 2 及びA 3 に対して、それぞれの措置を講じなければならない。
 - (1) A 1 に対して、同人の勤続25年にあたる昭和50年 7 月10日における 1 カ月分の基本給及び家族手当の合計額と、これに課せられる所得税相当額を合せた額（以下、これを「1 カ月分の賃金相当額」という）のジュビリー・ボーナス及びこれに年率5分を乗じた額を支給すること
 - (2) A 2 及びA 3 の両名に対して、同人らの勤続25年の応当日における 1 カ月分の賃金相当額（ただし、既に支給した金員を除く）のジュビリー・ボーナス及びこれに年率5分を乗じた額を支給すること
- 3 被申立人は、A 4 及びA 5 に対する住宅資金の貸付けに際して、「仕事に精励する」、「今後暴力行為をしない」との旨を記載した文書を提出しないことなどに藉口して貸付けを拒んではならない。
- 4 被申立人は、申立人に対して、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

申立人代表者あて

被申立人代表者名

当行は、貴分会員に行った次の行為が、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為であることを認め、今後このような行為を繰り返さないことを誓約いたします。

- (1) A 1 氏に対して、同氏が病気回復した昭和49年10月1日から正常な勤務に服せたにもかかわらず、同日以降、外貨取引の損益計算日報の作成業務しか与えなかったこと
- (2) A 1 氏に対して、ジュビリー・ボーナス全額を支給しなかったこと
- (3) A 2 及びA 3 の両氏に対して、ジュビリー・ボーナスを10万円しか支給しなかったこと
- (4) A 4 及びA 5 の両氏に対して、住宅資金の貸付けを行わなかったこと

5 申立人のその他の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 当 事 者

- 1 被申立人アルヘメーネ・バンク・ネーデルランド・エヌ・ブイ大阪営業所（以下「大阪支店」という）は、従業員約60名で外国為替業務を営む銀行であり、その本店はオランダ国アムステルダム市バイゼン街32にある。

なお、アルヘメーネ・バンク・ネーデルランド・エヌ・ブイ（以下「銀行」という）は、日本においては大阪支店のほか東京都、神戸市にもそれぞれ営業所（以下、それぞれ「東京支店」、「神戸支店」という）を置いている。

- 2 申立人外国銀行外国商社労働組合大阪支部第3分会（以下「分会」という）は、外国銀行外国商社労働組合（以下「外銀労」という）に加入している大阪支店の従業員20名をもって組織する労働組合である。

第2 労使関係の推移について

- 1 昭和30年7月、大阪支店に働く従業員は、オランダ銀行大阪支店従業員組合（以下「従組」という）を結成したが、39年7月、外銀労の結成に伴い、これに加入した組合員によって現在の分会に改組された。

2 外銀労が結成された後、分会と大阪支店との間には次のような争いがあった。

- (1) 40年ごろ、大阪支店は、分会に対して集会所の使用制限等を行った。このため分会は、これについて大阪地方裁判所に集会所の使用妨害禁止等を求める仮処分を申請し、41年8月、同裁判所は、これを認容する決定を行った。
- (2) 41年4月から同年8月までに、大阪支店はA 1（以下「A 1」という）を含む4名の分会員を解雇した。これについて分会は、当委員会に不当労働行為救済申立て（42年（不）第17号事件）を行い、当委員会は審査の結果、43年5月8日、分会の請求を認容する救済命令を発し、その後大阪支店は、中央労働委員会に再審査を申し立てたが、45年5月6日、同委員会はこれを棄却した。
- (3) 46年3月、分会は、大阪支店が組合事務所の移転問題等についての団体交渉を拒否したとして当委員会に不当労働行為救済申立て（46年（不）第9号事件）を行った。これについては、当委員会が関与して、同年5月、労使双方は「誠実な団体交渉を行う」との内容で和解が成立した。
- (4) 48年10月、分会は、大阪支店が職業病問題等に関する団体交渉を拒否するなど不当労働行為を行っているとして当委員会に不当労働行為救済申立て（48年（不）第69号事件）を行い、当委員会は審査の結果、50年9月12日、分会の請求をほぼ認容する救済命令を発した。
- (5) 49年1月、分会は、大阪支店が分会員に48年年末一時金の仮払いをしないとして、当委員会に不当労働行為救済申立て（49年（不）第5号事件）を行い、当委員会は審査の結果、同年4月13日、分会の請求を認容する救済命令を発した。

第3 A 1の原職復帰について

I 認定した事実

- 1 A 1は、25年7月11日、大阪支店に入社し、出納課に勤務したが、その後32年3月から41年6月14日、解雇されるまでの間、経理計算課に勤務していた。解雇前のA 1の職務は、外国為替勘定等であり、また、課長不在の場合は、課員に業務の指示をするなど課長の代行を務めたこともあり、大阪支店では一般に次席と称せられる地位に

あった。

2 A 1 は、従組の結成に参画し、その中心的役割を果たした。そして A 1 は、39年 7 月、外銀労が結成されると、結成時から49年まで連続して中央執行副委員長を務め、また、この間分会の執行委員や外銀労の上部団体である外国銀行従業員組合連合会の中央執行委員、中央闘争委員なども歴任した。

3 41年 6 月14日、大阪支店は前記のとおり A 1 を解雇した。しかし、その後46年 2 月15日、大阪支店は、当委員会及び中央労働委員会の前記命令に基づいて、A 1 に対して、同年 3 月 1 日から経理計算課で同課の業務の一部である外国為替勘定業務に従事するよう命じた。

なお、上記業務は、解雇される直前、A 1 が担当していた主たる業務である。

4 A 1 は、46年 3 月 1 日から勤務についたが、当時経理計算課長であった B 1（以下「B 1 課長」という）は、A 1 に対して「大阪支店としては、君の仕事をまだ本格的に決めていない。団交でいずれ解決するだろうから、とりあえず外国為替の売買レート作成の仕事をしてほしい」旨述べ、A 1 は、これに従って同年 9 月17日まで同業務に従事した。

5 この間、労使は、A 1 を含む 4 名の解雇問題について、46年 6 月から10回余り団交を行った結果、同年 9 月17日、「A 1 ら 4 名を原職に復帰させる。また、同人らに対して解雇中の有給休暇及び特別有給休暇を与える」等の内容の労働協約を締結した。このため A 1 は、翌18日から休暇に入り、改めて47年 2 月 1 日から職場に復帰することとなった。

6 ところが、A 1 は、前記休暇中、右頸肩腕症候群にかかり、47年 2 月 1 日に就労することができず、その後同年 9 月末日まで 8 カ月間欠勤した。

7 大阪支店は、前記労働協約に A 1 を「原職に復帰させる」となっていたため、47年10月 1 日からの同人の就労に際して、経理計算課で 1 日約 2 時間あれば完遂可能な外貨取引の損益計算日報の作成業務に従事するよう命じた。

同日、A 1 は、就労したもののリハビリテーションのための勤務時間制限（1 日 2

時間～5時間)を主治医である医療法人牧野病院のC1医師から指示されていたことなどもあって、不規則な勤務状況が49年9月末日まで2年間継続した。

- 8 49年9月末ごろ、A1の主治医は、A1に対して同年10月1日から全日勤務が可能であると診断した。このためA1は、人事部長B2(以下「B2部長」という)に対してこの旨を述べ、解雇前の原職に復帰させるよう申し出た。ところが、同部長は「仕事については考える。大阪支店の指定医のレポートをもらったうえで、具体化したい」旨述べた。

そこでA1は、早速大阪支店の指定医である回生病院のC2医師(以下「C2医師」という)の診断を受けた。

- 9 しかし、その後、大阪支店からなんの通知もなかったので、A1は50年2月初め、B2部長にC2医師の診断結果がどうなっているか、と問いただしたところ、同部長は「もう少し待つてほしい」と返答した。

- 10 同年7月16日、A1は、大阪支店が未だC2医師のレポートを取り寄せていないので、B2部長に抗議した。

同年8月11日、B2部長は回生病院からA1の診断記録を取り寄せた。しかし、それには意見書が添付されておらず、また、この資料を取り寄せたときは、診断時より10カ月以上も経過していたため、A1を原職に戻すか否かを判断する十分な資料とはならないとしてA1に再度受診するよう求めた。

A1は、B2部長が10カ月以上もレポートの入手を放置していたことに抗議しながらも、同部長が再診後、レポートを1週間以内に取り寄せることを約束したこともあって、再び回生病院で受診した。

- 11 8月25日、A1は、B2部長が約束を守らず、未だレポートを取り寄せていなかったもので、抗議するとともに、協定どおり早く原職に戻すよう要請した。これに対して同部長は「支店長がまもなく日本に帰ってくるので、相談したうえで話し合いたい」旨述べた。

- 12 10月24日及び同月30日、A1は、B2部長、B3(後の大阪支店人事部長、以下「B3」

という)及びB 1 課長の後任として経理計算課長になったB 4 (以下「B 4」又は「B 4 課長」という)と原職復帰問題について話し合った。その席上B 2 部長は「47年2月1日に就労していたなら原職に戻したが、情勢が変わったので現在は戻せない。信用調査の管理監督の仕事を考えている。仕事する場所についても現在計画中で、固まったら改めて伝える」旨述べた。

これに対してA 1 は、「話の筋が違う、原職に戻さない理由をいってくれ」と述べたが、結局それ以上話はすすまなかった。

13 51年2月1日、新たに人事部長となったB 3 は、分会のA 1 の原職復帰等の団交要求に対して、「A 1 は既に原職に復帰させている」旨文書で回答した。

14 このようにして大阪支店は、A 1 に対して本件審問終結時に至っても、前記の外貨取引の損益計算日報の作成業務しか与えていない。

15 従前、大阪支店の役付者は、支店長、副支店長、Aクラスオフィサー(部長)、Bクラスオフィサー(課長)のみであったが、49年1月1日以降、これらの役職者以外に課長代理、係長が新設された。

II 判 断

1 申立人は、本件の原職復帰の内容は、元の職場で同じ業務(職種と職階)に戻すということであり、単に元の職場に戻せばよいというものではない。にもかかわらず被申立人が、46年9月17日付けの協定で、A 1 を原職に復帰させるとしながら、A 1 に対して経理計算課で外貨取引の損益計算日報の作成業務しか与えず、A 1 の原職であった同課の次席、現在では課長代理及び外国為替勘定等の業務に戻そうとしないことは、大阪支店が分会の中心的活動家であるA 1 を嫌悪し、かつ他の従業員へのみせしめのために行っている措置であり、不当労働行為である、と主張する。

2 これに対して被申立人は、A 1 は既に原職に戻っており、現に経理計算課で同課の業務の一部である外貨取引の損益計算日報の作成を行っており、また申立人は、A 1 が解雇直前、経理計算課の次席であったとするが、大阪支店にはそのような役職はない、と主張する。

3－(1) 通常、被解雇者を原職に復帰させるということは、同人が解雇前、在籍していた部署及び地位に戻し、かつその部署で同人がなしていた業務を与えることである。

3－(2) ところで、A 1 の原職復帰について考えてみると、大阪支店は、当委員会及び中央労働委員会の命令を踏まえた46年9月17日の労使協定に基づいて、A 1 を原職に復帰させるとして、同人を解雇時在籍していた経理計算課に戻したことは争いのないところである。

しかしながら、A 1 の業務内容についてみると、大阪支店は、49年10月1日、A 1 が全日勤務可能とされて以来、現在に至っても、同人には1日約2時間要すれば完遂可能な外貨取引の損益計算日報作成という業務しか与えていない。したがって、同人が解雇時なしていた業務又はそれ相当の業務を与えているとは到底考えられず、また、このことは、50年10月24日及び同月30日、B 2 部長の「47年2月1日に就労していたなら原職に戻したが、情勢が変わったので現在は戻せない。……」旨の発言からも明白である。

3－(3) ところで、①大阪支店は、46年2月15日、A 1 に対して同年3月1日から経理計算課で外国為替勘定業務に従事するよう命じたものの、実際には、A 1 が同課に復職すると、B 1 課長は、「君の仕事はまだ本格的に決めていない」として上記業務の一部しか与えていないこと、②49年9月末ごろ、A 1 がB 2 部長に対して、原職に復帰させるよう申し出た際、同部長は「大阪支店の指定医のレポートをもらったうえで具体化したい」旨述べながら、A 1 がそれに従って診断を受けた後も、その診断資料を取り寄せることなく、10カ月余りも放置し、しかもA 1 に再度の受診を要請しながら、その結果を直ちに取り寄せていないことなど、A 1 と大阪支店との交渉過程からみて、大阪支店には、A 1 に解雇前の業務を与えようとする意思があったとは考えられない。

3－(4) このように大阪支店は、46年9月17日の労使協定があるにもかかわらず、A 1 との交渉過程において、解雇前の業務に戻すことを常に拒もうとする態度を取り続け、結局、A 1 に対して解雇前同人がなしていた業務を与えていないのである。このような大阪支店の措置は、前記認定第2の事実などから総合的に判断すると、A 1 が分会

の中心的活動家であることを嫌悪してなしたものであり、かつA 1 に対する職務上の不利益取扱いであって、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

なお、申立人は、A 1 の原職復帰後の地位は、課長代理であると主張するので、この点についてみる。A 1 は、解雇前経理計算課において次席と称せられた課長に次ぐ立場にあり、課長不在の場合、課員に業務の指示をするなど課長の代行を務めた事実が認められる。

しかしながら、従前、大阪支店の各課にいた次席が、新職制の発足後、各課で課長代理又はそれに相当する職に就任したとの疎明は不十分であり、また、現在、大阪支店に設置されている各課には、必ずしも課長代理が置かれていない実情からして、申立人の主張は認められず、この点に関する申立ては棄却せざるを得ない。

第4 ジュビリー・ボーナスについて

I 認定した事実

- 1 銀行の本店では、永年勤続者に対して表彰を行うという制度があり、在日各支店でも、従業員が25年勤続すれば表彰金（ジュビリー・ボーナス）として基本給、役付手当及び家族手当の合計額の1カ月分とこれに課せられる所得税相当額を合せた額（以下、これを「1カ月分の賃金相当額」という）が支給され、同時にパーティが催されるという慣行があった。

40年10月、銀行は、在日各支店の各就業規則を改定して、表彰に関する条項を設け、上記表彰制度を明文化した。そのなかで、表彰対象者として第48条第4号に「最低25年勤続したもの」、表彰の方法として第49条第1号に「表彰状の授与」、同条第2号に「褒賞の授与」と規定された。

なお、ジュビリー・ボーナスの支給額等については、明文の規定は設けられなかったが、実際の取扱いは従前と変らなかった。

- 2 ところで、49年ごろから、大阪支店の25年勤続者表彰では、パーティが催されなくなり、ジュビリー・ボーナスのみが支給されることになった。そして、49年にはC 3

(以下「C 3」という)、50年にはC 4 (課長代理、以下「C 4」という)、A 2 (以下「A 2」という)、C 5 (係長、以下「C 5」という)、B 5 (課長)、B 6 (課長、以下「B 6」という)、B 4、B 3及びA 3 (以下「A 3」という)、51年にはC 6 (係長、以下「C 6」という)がこの表彰を受け、大阪支店は、同人らにそれぞれジュビリー・ボーナスを支給した。

もともと大阪支店は、A 2及びA 3の両名以外の者には、それぞれ1カ月分の賃金相当額を支給したが、この両名にはなんらの理由も告げずに、それぞれ10万円しか支給しなかった。

そこでA 3は、ジュビリー・ボーナスの支給額は1カ月分の賃金相当額であると承知していたため、B 2部長に対してこの旨をただしたところ、同部長は「君は役職者でないから10万円である」旨述べた。

なお、これまでジュビリー・ボーナスの支給額は、上記のとおりすべて各対象者の1カ月分の賃金相当額であり、また、大阪支店が役職者以外の一般従業員のジュビリー・ボーナスの支給額を10万円に変更したとの旨従業員に表明したこともなかった。

A 2及びA 3の両名は、分会結成時からの組合員で、A 3は分会の執行委員、分会長等を歴任している。また、C 3ら上記の者のなかで両名以外の者は、ジュビリー・ボーナス支給時、すべて非分会員である。

- 3 A 1は、前記のとおり25年7月11日に入社したため、50年7月10日で勤続25年に達したが、大阪支店は、A 1は47年2月から長期欠勤しており、未だ就業規則第48条第4号の「最低25年勤続したもの」に該当しないとして、本件審問終結時に至ってもジュビリー・ボーナスを支給していない。

しかし、東京支店の運転手C 7 (以下「C 7」という)は、48年秋ごろ長期欠勤したが、その後東京支店は同人の勤続25年の応当日にジュビリー・ボーナスを入院先まで届けたことがあり、また、大阪支店でもC 4、B 6及びC 5もそれぞれ長期欠勤をしたことがあるが、大阪支店は、同人らに勤続25年時点でジュビリー・ボーナスを支給している。

Ⅱ 判 断

1 申立人は、ジュビリー・ボーナスは、従業員が満25年勤務すると、その間長期欠勤があったか否かを問わず、一律に1カ月分の賃金相当額が支給されてきたが、A1については長期欠勤があったとして、満25年になってもジュビリー・ボーナスを支給せず、また、A2及びA3については合理的な理由なく10万円しか支給しなかったのは、分会員であることを嫌悪してなした不当労働行為であると主張する。

2-(1) これに対して被申立人は、まずA1に関して次のとおり主張する。すなわち、ジュビリー・ボーナスの支給は実質的に勤続25年を経ることが最低条件で、勤続期間中に1カ月以上の長期欠勤があると、それはマイナス要素として25年の期間計算から控除され、その反面、成績・品位が抜群の者は、その点がプラス要素として評価され、たとえ長期欠勤があっても、そのマイナス要素を相殺する効果が認められる扱いとなっている。ところでA1は、長期欠勤をし、かつC7ら4名と異なってこれを打ち消すに足るプラス要素が認められず、したがって、実質25年に満たないため支給しなかったもので、組合活動家であるが故に差別したものでないと主張する。

2-(2) まず、C7ら4名は、同人らの長期欠勤を打ち消すに足る成績・品位が抜群の優良従業員で、A1のみがそれに該当しないとする被申立人の主張自体、不自然である。しかもC7ら4名は、成績・品位が抜群であるとする疎明は極めて不十分であり、更に同人らは非分会員で、A1のみが分会員であり、数多くの組合役職を歴任してきたこと並びに前記認定第2の事実などを総合的に判断すると、大阪支店は、活発な組合活動家であるA1を嫌悪して、長期欠勤のあったことを口実に、ジュビリー・ボーナスを同人に支給しなかったと考えるのが相当である。よって、大阪支店の本件行為は、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

3-(1) 次に被申立人は、A2及びA3に関して次のとおり主張する。すなわち、ジュビリー・ボーナスの支給額は、50年3月19日の在日支店長会議で、職制に対しては1カ月分の賃金相当額、一般従業員に対しては10万円と定め、この内規に基づき一般従業員であるA2及びA3にそれぞれ勤続25年の応当日に10万円ずつ支給したもので、

分会員である故に差別したものでないと主張する。

3-(2) 前記認定のとおり大阪支店は、A 2 及び A 3 以外のジュビリー・ボーナス支給者には、すべて 1 カ月分の賃金相当額を支給していたにもかかわらず、A 2 及び A 3 にはなんらの説明もなく 10 万円しか支給しなかったこと、並びに本件審問の全過程からみて、50 年 3 月 19 日に在日支店長会議が開催され、そこで上記のような内規を定めたとする疎明が極めて不十分であることから、分会員である A 2 及び A 3 を嫌悪し、ジュビリー・ボーナスを差別して支給したものと判断するのが相当であって、大阪支店の本件行為は、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

4 申立人は、ジュビリー・ボーナスの 1 カ月分の賃金相当額のなかには、昼食手当も含まれると主張し、同手当をも算入してジュビリー・ボーナスを支給するよう申し立てているが、申立人主張の事実は認められず、この点に関する申立ては棄却せざるを得ない。

第 5 住宅貸付金について

I 認定した事実

1 住宅資金貸付けについて

大阪支店は、45 年ごろから従業員が本人の住居の確保を目的として、家屋の購入、増改築等のために資金を必要とする場合、本人の申請に基づき、返済方法、担保物件等を検討し、その結果、本店の決裁を得て申請額の範囲内で貸付け（年利 4 %）を行っていた。

もっとも、この貸付制度について成文化された規程はないが、現在まで大阪支店で 15 名程の従業員が貸付けを受けている。なお、大阪支店が貸付けを断った例として 2 件あるが、そのうちの 1 件は古くて理由不詳であり、他の 1 件は申請者の勤続年数が 2 年で、大阪支店が一応の目どとしていた勤続 5 年に満たないと理由によるものである。また、最近では、50 年 2 月に B 4、同年 9 月に C 4、同年 12 月に C 8、51 年 1 月に C 6 がそれぞれ貸付けを受けている。

なお、大阪支店は、通常、申請から3カ月余りで貸付けを承認していた。

2 A4に対する住宅資金の貸付け拒否について

(1) 32年8月24日、A4（以下「A4」という）は、大阪支店に入社し、メール課に勤務していたが、36年9月から経理計算課に勤務している。

(2) A4は、入社後3カ月余りして従組に加入し、役員にも選出され、39年7月、従組が分会に改組した後も、分会の執行委員、書記長、副分会長、分会長を歴任するなど、積極的に組合活動を行ってきた。

(3) 49年10月21日、A4は、約1,300万円の新築の住宅を購入したいとして、大阪支店に700万円の貸付申請をした。貸付申請書は、通常直属上司を經由して大阪支店長に提出することになっているため、A4は、同人の直属上司であるB4課長を經由して大阪支店長に申請書を提出した。

このとき、B4課長とA4は、担保物件、返済期間及び返済方法等の貸付条件について話し合ったが、このうち担保物件について、A4は、購入予定の物件（土地及び建物）に抵当権を設定したい旨述べた。

(4) その後、A4は、このことに関して大阪支店からなにも通知を受けなかったのも、同年11月15日、B4課長に貸付けの進捗状況を尋ねた。これに対して同課長は、同月初め、B2部長のところに回しておいたから同部長から事情を聞いてもらいたい旨述べた。

(5) 11月23日、A4は、B2部長に貸付けの件はどうなっているのかと尋ねたところ、同部長は支店長の意向をうかがっておくと述べた。

その後、A4は、数回にわたり同部長に督促したが、同部長は、「まだだ、もう少し待ってほしい」と述べるだけであった。

(6) 50年2月16日、A4は、大阪支店が未だ同人に貸付けをしなかったのも、建築業者の仲立ちによる住宅ローンで600万円（年利9.96%）を、他に兄弟から100万円をそれぞれ借り受け、これに既存の住宅を売却した代金約600万円をもって、約1,300万円の住宅を購入した。

- (7) 50年6月13日、B2部長は、A4に「住宅資金の貸付けは恩恵的なもので、これに値する働きをしてほしい。君はあまり残業をしない」旨述べた。これに対してA4は「時間内に十分働いているつもりだ。大阪支店では、昼あまり働かず残業したらよく働くと評価される雰囲気がある」旨述べた。このとき同部長が、A4が提出した申請書をみて、「本当に700万円必要なのか」と問いただしたため、A4は「他の融資機関から600万円を借り受け、兄弟から100万円を借りるなどして、既に住宅を購入済みであるが、これらの金は早く返金したいので、どうしても700万円は大阪支店から借りる必要がある」旨述べた。そこで同部長は、「君のいうことはよく分かった。大阪支店として考えておく」旨述べた。
- (8) 7月2日、B2部長は、A4を支店長室に呼び、「君は仕事によく立ち話している。銀行は勤務時間中は組合活動を認めていない。だから、仕事に精励するという一筆を書いてほしい」旨述べた。そこでA4は同部長に、「もし先例があれば書いてもよいが、今までそのような一筆を書いて貸付けを受けた人はいないのだから、これには応じられない」旨述べた。
- (9) 翌3日、B2部長とA4との間で、貸付条件についての話合いが行われた。このとき同部長は、「生命保険及び火災保険が必要なら入ってくれるか。毎月の返済が滞納した場合は、その滞納分を回収する処置をとる。君が退職した場合は退職金から一番に貸付金を回収する」旨述べ、A4もこれを了承した。そして同部長は、再びA4に「仕事に精励する」との一筆を書くよう求めた。しかしA4は、前日と同様の理由でこれを断った。
- (10) その後、大阪支店は、本件審問終結時に至っても、A4に住宅資金の貸付けを行っていない。

3 A5に対する住宅資金の貸付け拒否について

- (1) 29年4月22日、A5（以下「A5」という）は、大阪支店に入社し、メール課に勤務していたが、32年から経理計算課に勤務している。
- (2) A5は、30年7月の従組結成と同時にこれに加入し、35年以降執行委員を務め、39

年7月、従組が分会に改組された後も分会の執行委員及び書記長等を歴任した。

- (3) A5は尼崎市に居住していたが、50年1月ごろ、神戸市に居住している両親と同居するため、父親名義の神戸市の住宅を増改築する計画をたてた。

そこで、同年4月3日、A5はB4課長に増改築資金600万円を貸し付けてほしい旨口頭で申し入れた。

このとき同課長が、A5に「担保になるものがなにかあるか」と尋ねたところ、同人は、「神戸の父名義の土地と家がある」と述べた。そこで同課長が、「それを名義上君のものにできるか」と尋ねたので、A5は「できないことはないが、今はその意思はない。しかし、そうする必要があるればそのときに考えたい」旨述べた。

- (4) 同月7日、A5は、B4課長を経由して、大阪支店長に書面で貸付申請をした。

なお、A5は、さきに申請をしていたA4が、未だ大阪支店からなんらの意思表示も受けていなかった等の事情から、迅速な貸付けを期待して貸付希望額を300万円に減額して申請した。

このころA5は、両親との同居を早めるため、別途兄弟から200万円の貸付けを受け、炊事場等を改造し、既に両親と同居していた。

- (5) A5はその後大阪支店からなんの通知もなかったもので、50年5月20日、B4課長に「どうなっているのか」と尋ねたところ、同課長は、「B2部長から聞いた話では、申請書は支店長の方に回されている」と述べた。しかしその後も大阪支店は、なんらの意思表示も行わず、また、A5は神戸支店のC9が申請書提出日から1カ月余りで900万円の貸付申請が承認されたことを聞き、B4課長に迅速に処理するよう督促した。すると同課長は、既に自分の手をはなれているのでB2部長と交渉するよう述べた。

- (6) 6月13日、B2部長とA5との間で、B4課長同席の下に話合いがもたれた。その席でB2部長が、「君は支店長に好かれていない。住宅資金は誰にでも貸すようなことは考えていない」旨述べたため、A5は、「個人の好き嫌いで住宅資金の貸付けをどうこうすることは納得できない」旨述べた。これに対して更にB2部長は「君

は残業しない。就業時間中は仕事に精励すべきだ」との旨述べた。しかし、同席していたB 4 課長が、「A 5 は必要なときは残業している」と述べたため、B 2 部長はA 5 に「誤解していた。早く貸付けできるよう努力する」旨述べた。

(7) 7月16日、B 2 部長とA 5 との間で再度話合いがもたれた。このときB 2 部長は、「48年年末一時金の件で分会が東京支店の在日代表部に抗議を行った際、君は暴力行為をしている。だから、この貸付けについては難しい。そこで、今後暴力行為をしないとの一筆を書けば、この話は前進する」旨述べた。これに対してA 5 は、「暴力行為をしたおぼえはなく一筆は書けない」旨答えた。

(8) その後、大阪支店は、本件審問終結時に至ってもA 5 に住宅資金の貸付を行っていない。

II 判 断

1-(1) 申立人は、大阪支店では45年ごろから従業員に対する福利厚生の一環として、従業員自身が居住する住宅の購入・増改築等に関して、低利で貸付けを行っており、一定の要件を備えているにもかかわらず貸付けを断った例はない。しかしながら、A 4 及びA 5 には、同人らがかねてからの組合活動家であることを嫌悪して、住宅資金の貸付けを拒否したもので、不当労働行為であると主張する。

1-(2) これに対して被申立人は、大阪支店には住宅資金を必ず貸し付けるという制度は存在せず、ただ、従業員から個別に要請があった場合、従業員の福祉という面から、その目的、担保物件、返済方法、勤続年数等を総合的に検討して、その都度貸し付けるにふさわしいと判断したとき、その旨を本店にりん議して個別的に貸し付けるもので、貸付けを認める場合のおよその要件は、勤続5年以上であること、資金を本人の住宅の購入・増改築等に使用するものであること、担保が確実であること等であると主張する。

更に、被申立人は、A 4 の場合は、同人が担保として提供するという土地の価額が、貸付希望額より低く、担保が確実でないためであり、また、A 5 の場合は、同人の持家の改造ではなく、同人の父親所有の家屋の改造にあてるためのもので、従業員の福

利厚生という目的に背反するものであり、このため両名への貸付けを拒否したもので、決して両名が組合活動家であることを嫌悪して貸付けを拒否したものでないと主張する。

- 2 なるほど、大阪支店には成文化された住宅資金貸付制度は存しないが、大阪支店だけでも既に15名程の従業員が貸付けを受けた実例があり、これに反し大阪支店が貸付けを断った事例は2件しかなく、しかもその内の1件は古くて理由不詳であるが、他の1件は申請者の勤続年数が5年に満たなかったという理由によることからみて、大阪支店における住宅資金の貸付けは慣行として定着した制度となっており、しかも、上記のような事実からみて、大阪支店は、申請者の勤続年数等一定の貸付条件が備っておれば貸付けを拒み得ないものというべきである。
- 3 ところでA4の場合、被申立人は担保物件が同人の貸付希望額より低く、担保が確実でないと主張する。しかしながら、①A4がB4課長に700万円の貸付申請を行ったとき、A4は同課長に約1,300万円で購入予定の住宅を担保に供する旨述べているが、これにつき同課長はなんら問題にしておらず、その後のA4とB2部長との折衝過程でも、担保が不適當であるとの指摘がなされていないこと、また、仮に被申立人主張のように担保物件の評価額が貸付希望額より低いというのであれば、B2部長らはA4に申請額を適切な額に減額する等の指示をしてしかるべきであったにもかかわらず、なんらの指示も行っていないこと、②また、大阪支店では、通常3カ月余りで貸付けが承認されているが、A4は、49年11月23日以降数回にわたりB4課長及びB2部長に督促しているが、同人らは積極的な動きをみせず放置し、50年6月13日にいたり、同部長はA4に「君はあまり残業しない」、「本当に700万円必要なのか」等の言辞をもって、暗に貸付けを渋る態度を示していること、③更に、同部長は、A4に生命保険及び火災保険への加入並びに返済がとどこおった場合の処置等具体的な貸付条件を述べる一方で、今までの被貸付者の貸付条件にはなかった「仕事に精励する」という一筆を書くよう要請し、それを貸付条件としたこと並びに前記認定第2の諸事実からみて、大阪支店が従来からのA4の活発な組合活動を嫌悪するあまり、住宅資金の貸付

けを拒否したものと判断するのが相当である。したがって、A 4 に対する本件措置は、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

- 4 次に A 5 の場合、被申立人は、本人の持家の改造ではなく、父親所有家屋の改造のため、住宅資金貸付けの目的に背反すると主張する。しかしながら、① A 5 が現在居住している家屋は、同人の父親名義のものであっても、現に同人がそこに居住し、同家屋を増改築しようとするものである以上、それは正しく従業員に対する福利厚生の一環であって、本件貸付制度の目的の範囲内であると考えられること、② また、A 5 は、迅速な貸付けを期待して、当初の予定より貸付希望額を減額して申請した事実並びに神戸支店の C 9 は 900 万円の貸付けを申請したところ、申請日より 1 カ月余りで承認されている事実があるにもかかわらず、被申立人は、A 5 に対しては申請日より 2 カ月以上もなんらの回答も与えず、6 月 13 日にいたり「君は支店長に好かれていない」、「君は残業しない。就業時間中は仕事に精励すべきだ」等の言辞をもって、暗に同人に対する貸付けを渋る態度を示していること、③ 更に、7 月 16 日、B 2 部長は A 5 が暴力行為をしたとして、同人に「今後暴力行為をしない」との一筆を書くよう要求しているが、同人が暴力行為をしたとする疎明もなく、これを A 5 の住宅資金貸付けにからませてきたこと並びに前記認定第 2 の諸事実からみて、A 4 の場合と同様、大阪支店が A 5 の活発な組合活動を嫌悪して貸付けを拒否したものと判断するのが相当である。したがって、A 5 に対する本件措置は、労働組合法第 7 条第 1 号に該当する不当労働行為といわざるを得ない。

以上の理由に基づき、当委員会は労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条によって、主文のとおり命令する。

昭和 52 年 11 月 9 日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎